電子入札案件に紙入札で参加する場合

（１）入札書等の受付期間中に次の書類を提出する。（持参又は郵送）

① 紙入札方式参加承諾願（様式１）又は紙入札方式移行承諾願（様式２）　←封筒に入れない

紙入札方式参加承諾願（様式１）･･･指名通知・公告時に電子入札システム利用者登録ができていない場合

紙入札方式移行承諾願（様式２）･･･システムの不具合やICカードの破損等により電子入札手続が続行できない場合

② 入札書
③ 工事費内訳書（設計金額１３０万円以上の工事で、市長が提出を求める工事）
④ その他案件ごとに提出を求められた書類（総合評価落札方式における提出書類等）

←封筒に入れる

入札書・工事費内訳書の日付は提出日（入札締切以前）の日付を記載してください。

（２）開札に立ち会い、落札者決定通知を受ける。

紙入札参加者に対し個別の通知は行いませんので、**開札に立ち会ってください。**

【提出方法】

（１）の②入札書、③工事費内訳書は、それぞれ封筒に入れて封印し、外封筒に入れて提出する。

（中封筒）

大洲市長　＊＊＊＊＊ 様

入　札　書

○○第△△号
×××××××××××××工事

◇◇◇◇◇◇◇会社　▽▽支店

（中封筒）

大洲市長　＊＊＊＊＊ 様

工　事　費　内　訳　書

○○第△△号
×××××××××××××工事

◇◇◇◇◇◇◇会社　▽▽支店

④
その他の添付書類（中封筒不要）

（外封筒）

大洲市長　＊＊＊＊＊ 様

入札書及び工事費内訳書在中

○○第△△号
×××××××××××××工事

◇◇◇◇◇◇◇会社　▽▽支店

（入札書・工事費内訳書の封筒は封印）

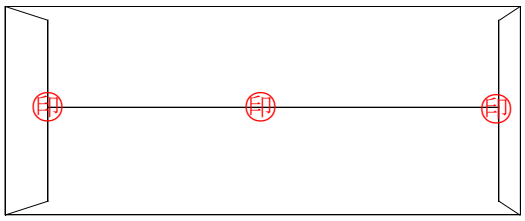

郵送の場合、外封筒に宛先を記入し、必ず**書留郵便等の配達記録が残るものを利用**すること。

【紙入札での参加について】

設計金額2000万円以上の工事（平成26年7月電子入札導入）は平成27年度、設計金額130万円以上2000万円未満の工事と設計金額50万円以上の測量・建設コンサルタント等業務（平成27年4月電子入札導入）は平成28年度から、やむを得ない理由※以外での紙入札は認めません。

また、紙入札の場合、入札時・開札時の２回、市役所へ足を運ぶ必要があり、時間と手間がかかりますので、お早めに利用者登録を行ってください。

※やむを得ない理由

ＩＣカードが有効期限経過による失効、破損等で使用できなくなり、ＩＣカード再発行の申請（準備）中の場合で、当該入札参加者において登録している他の有効なＩＣカードがない場合